イ．生物剤による攻撃の場合の医療活動

文部科学省は、大学病院に対し、使用された病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣を行うとともに、公的医療機関及び民間医療機関に対し、救急医療派遣チームの現地への派遣を行うよう要請する。

ウ．化学剤による攻撃の場合の医療活動

文部科学省は、大学病院に対し、救急医療派遣チームの派遣、救護班の編成など、生物剤による攻撃の場合と同様に医療活動を行うよう要請する。

3　武力攻撃災害の復旧に関する措置

文部科学省は、大学病院に対し、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び患者の入院環境の確保を最優先に応急の復旧を行うよう要請する。

また、武力攻撃災害が発生した場合に備えあらかじめ備蓄していた必要な医薬品、医療資機材等について、再整備に努めるよう要請する。

第５節　武力攻撃原子力災害に関する措置

1　平素からの備え

⑴　連絡体制の整備

夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集、連絡体制、非常参集体制の一層の整備、充実を図る。

⑵　教育、訓練

関係省庁マニュアル（内閣官房が関係省庁と協力して策定する武力攻撃原子力災害に際しての関係省庁との連絡方法、初期動作等を定めたマニュアルをいう。以下同じ。）の整備に協力する。さらに、必要に応じて応急活動のための危機管理マニュアルを作成し、職員に周知する。

また、国、地方公共団体、原子力事業者等が共同して又はそれぞれが行う国民保護措置に関する訓練に参画する。

⑶　緊急被ばく医療体制の構築への支援

放射線医学総合研究所及び国立大学法人広島大学と相互に連携し、緊急被ばく医療体制の構築を支援する。

2　武力攻撃原子力災害への対処に関する措置

⑴　武力攻撃原子力災害時の職員の派遣等

対策本部又は関係地方公共団体等の要請に基づき、対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣を行うとともに、放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構などの関係機関等の専門家の現地への派遣に協力を行う。

⑵　緊急被ばく医療

必要に応じ、放射線医学総合研究所の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの現地への派遣に協力する。同チームは都道府県の国民保護対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。また、大学病院に対しても、同チームと同様の活動を行うよう要請する。

第６節　指定文化財等の保護に関する措置

1　平素からの備え

⑴　国民保護措置に関する啓発

指定文化財等の所有者等（所有者、管理責任者又は管理団体をいう。以下１⑵から⑷まで及び３において同じ。）に対し、国民保護措置に関する意識の啓発を図る。

⑵　災害発生時における緊急措置等について定めた指針の内容の周知

災害発生時における緊急措置等について定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年３月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引（平成９年６月文化庁文化財保護部編）」を所有者等に対し周知することに努め、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における指定文化財等の保護を図る。

⑶　教育、訓練

毎年１月26日の「文化財防火デー」において全国的に推進する文化財防火運動や、この運動の一環として行われる防火実地訓練において、必要な国民保護措置に関する訓練についても配慮するよう、指定文化財等の所有者等に対し、指導及び助言を行う。

⑷　武力攻撃災害の予防対策

指定文化財等の武力攻撃災害の予防対策について、第４章第１節４⑴及び⑵に準じた措置が講じられるよう、指定文化財等の所有者等に対し、指導及び助言を行う。

⑸　重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合等の手続等の周知

国民保護法第125条の規定に基づき重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。以下同じ。）の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合等の以下の手続等について、重要文化財等の所有者等（所有者、管理責任者、管理団体又は文化財保護法第172条第１項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人をいう。以下１⑸及び２⑶において同じ。）に周知することに努める。

ア．武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告については、当該重要文化財等の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときに、原則として都道府県の教育委員会（当該重要文化財等が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会）を経由して所有者等に行うこととなること。

イ．重要文化財等の所有者等が文化庁長官に対し支援を求める場合には、原則として、必要な書面等（当該重要文化財等の名称、現在の所在の場所、所有者等の氏名等及び支援を必要とする理由等を記載した書面並びに現状の写真又は図面等）をもって行うとともに、都道府県の教育委員会（当該重要文化財等が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会）を経由して文化庁長官に提出することとなること。

ウ．文化庁長官は、国宝又は特別史跡名勝天然記念物（以下「国宝等」という。）について、所有者等が命令に従わないとき、又は所有者等に滅失、き損その他の被害を防止するための措置を講じさせることが適当でないと認めるときは、自ら又は都道府県の教育委員会に対し全部又は一部を委託することにより、所要の措置を講ずることとなること。

また、当該措置をしようとするときは、文化庁長官（都道府県の教育委員会が委託に基づいて措置を講ずる場合は、当該都道府県の教育委員会）は、あらかじめ、所有者等に対し必要な事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく占有者に通知することとなること。また、当該措置をするときは、文化庁（都道府県の教育委員会が委託に基づいて措置を講ずる場合は、当該都道府県の教育委員会）の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責に任ずべき者を定めるものとし、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならないこと。

2　武力攻撃事態等への対処に関する措置

⑴　情報の収集及び伝達等

武力攻撃事態等における指定文化財等に関する情報の収集及び伝達、広報活動、安全の確保に関する措置並びに安否情報の収集に対する協力については、第４章第２節１から４までの定めるところによる。